

宇部市男女共同参画センター・フォーユー指定管理

募 集 要 項

令和 7 年 10 月

宇部市 市民環境部 人権・男女共同参画推進課

宇部市男女共同参画センター・フォーユー指定管理者 募集要項

1 募集の目的

当施設は、男女の真の平等や女性の地位向上を求める声を受けて、「宇部市働く婦人の家(婦人センター)」として昭和 57 年 4 月に開館し、以来、女性の社会参画活動を支えてきました。

平成 13 年に「宇部市男女共同参画センター・フォーユー」と改称してからは、情報提供、啓発活動、相談業務等、男女共同参画の拠点施設として、市民とともに男女共同参画社会の実現に向けた取組を展開しています。

ついては、当施設の管理運営等において、民間の経営ノウハウやアイデアを活用し、市民サービスの向上や効率的な管理等による経費の削減、各種講座やイベント等の企画・運営を図ることを目的とし、これらを可能とする指定管理者を募集します。

2 施設の概要等

(1) 名称等

- ①名 称 宇部市男女共同参画センター・フォーユー
- ②位 置 宇部市琴芝町一丁目 2 番 5 号
- ③敷地面積 2,742.93 m²

(2) 館内施設

- 1 階 …… ロビー、講習室、相談室、料理実習室、託児室、事務室
- 2 階 …… 講習室(第 1・2、第 3、第 4)、会議室、和室、学習室
- 3 階 …… 軽運動室、更衣室、シャワー室

3 指定の期間

令和 8 年 4 月 1 日～令和 9 年 3 月 31 日(1 年間)

※但し、市議会の議決による手続きを経る必要があります。

4 業務の内容

別添「宇部市男女共同参画センター・フォーユー指定管理業務仕様書」に記載のとおり。

5 指定管理料

令和 8 年度の指定管理料の上限額は、16,360,000 円(消費税及び地方消費税を含まない。)とし、指定管理料の額は、指定管理者と締結する協定により決定します。

また、指定管理料の支払いについては、指定管理者からの請求に基づき支払うこととし、各回の支払額及び支払時期は協議のうえ決定し、協定に定めます。

6 利用料金等

利用料金は、宇部市男女共同参画センター・フォーユー条例別表に定める額の範囲内において、指定管理者が市長の承認を受けて定めるものとし、当該利用料金は、指定管理者の収入として収受することとします。

7 応募資格

次に掲げる要件のすべてに該当する場合に限り、応募資格を有します。

(1) 法人等の団体であること。(法人格の有無は問わない。個人は不可とする。)

※複数の団体が共同して応募する場合は、その中で代表団体を定めてください。

※同一応募者が複数の提案を行うことはできません。

※応募者は、他の応募団体の構成員になることはできません。

(2) 法人等又はその代表者が、次のいずれにも該当しないこと。

① 法律行為を行う能力を有しない者

② 破産者で復権を得ない者

③ 地方自治法施行令第167条の4第2項(同項を準用する場合を含む。)の規定により、本市における一般競争入札等の参加を制限されている者

④ 地方自治法第244条の2第11項の規定による指定の取消しを受けたことがある者(指定管理者の取消しを受けたことのある者)

⑤ 地方自治法第92条の2(議員の兼業禁止)、第142条(長の兼業禁止)(同条を準用する場合を含む。)又は第180条の5第6項(委員の兼業禁止)の規定に抵触することとなる者

⑥ 本市における指定管理者の指定の手続きにおいて、その公正な手続きを妨げた者又は公正な価格の成立を害し、若しくは不正の利益を得るために連合した者

⑦ 国税、県税、市税(個人市県民税を含む。)を滞納している者

(3) 法人等の団体の人員の数、資産の額その他の経営の規模及び能力があること。

(4) 宇部市内に主たる事務所を置いている又は置こうとする法人等の団体であること。

(5) 相談業務については「宇部市男女共同参画センター・フォーユー指定管理業務仕様書」に記載されている業務の実現が可能な人員体制等が確保されていること。

(6) 施設の管理にあたっての資格、免許等必要な資格を有すること。

(7) 暴力団(暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第2項に規定する暴力団をいう。)又はその構成員(暴力団の構成団体の構成員を含む。)若しくは暴力団の構成員でなくなった日から5年を経過しない者の統制下でない法人等であること。

(8) 指定管理候補者の選定委員が、応募しようとする団体の経営又は運営に関与していないこと。

(9) 政治団体若しくは宗教団体に該当しないこと。

8 募集に関するスケジュール等

(1) 募集要項等の配付

◎配付期間 令和7年11月4日(火)～12月3日(水)

9時00分～16時30分(但し、土・日・祝日は除く。)

◎配付場所 宇部市 市民環境部 人権・男女共同参画推進課

◎配付資料 募集要項、業務仕様書、応募様式等

※配付資料は、市ウェブサイトからもダウンロードできます。

(2) 現地説明会の開催(現地見学を含む。)

◎日 時 令和7年11月25日(火)14時00分

◎場 所 宇部市男女共同参画センター・フォーユー

(宇部市琴芝町一丁目 2 番 5 号 TEL 0836-33-4004)

◎申込方法 現地説明会参加申込書(様式第 8 号)を人権・男女共同参画推進課に提出してください。

◎受付期間 令和 7 年 11 月 4 日(火)～11 月 17 日(月)
9 時 00 分～16 時 30 分(但し、土・日・祝日は除く。)

(3)応募参加意向の確認

◎申込方法 応募参加意向確認票(様式第 9 号)を人権・男女共同参画推進課に提出してください。

◎受付期間 令和 7 年 11 月 4 日(火)～11 月 17 日(月)
9 時 00 分～16 時 30 分(但し、土・日・祝日は除く。)

(4)募集に関する質問の受付

応募参加意向確認票の提出者に限り、募集内容に関する質問を受け付けます。

◎提出方法 応募参加意向確認票に記載したメールアドレスから、指定管理者募集質問票(様式第 10 号)を添付のうえ、メールにより提出してください。

◎受付期間 令和 7 年 11 月 4 日(火)～11 月 17 日(月) 16 時 00 分まで

◎提出先 メールアドレス jinken@city.ube.yamaguchi.jp

◎回答方法 準備が整い次第、メールにより回答します。但し、メール送信ができない場合は郵送等による対応となります。

(5)応募の受付

◎応募方法等 募集要項の「9 応募の手続き」に記載のとおり。

(6)選定委員会の開催

◎日 時 令和 7 年 12 月(予定)

◎場 所 (未定)

◎審査方法 募集要項の「10 指定管理候補者の選定」に記載のとおり。

◎その他 プレゼンテーション等の詳細は応募団体に別途通知します。

(7)候補者決定の公表

◎日 時 令和 8 年 1 月(予定)

◎方法等 選定の対象となった応募者に郵送で通知します。また、審査の結果(候補者名及び審査の得点等)を、市ウェブサイトで公表します。

◎留意事項 候補者の決定であり、指定管理者の指定を決定するものではありません。

(8)指定管理者の指定

◎日 時 令和 8 年 3 月市議会の議決後

(9)引継ぎ

◎期 間 業務遂行に必要な一定水準のノウハウを習得するまでの間(令和 8 年 1 月下旬～3 月末の間で必要な期間)

◎目 的 令和 8 年 4 月 1 日から滞りなく業務を開始するため。

◎内 容 関係業務の引継ぎ及び研修

◎経費負担 議決を前提とした引継ぎであり、この引継期間中の従業員の賃金等の経費は候補者の負担とします(否決により指定を行わない場合があります)。

(10)指定管理者との協定締結

◎締結日 令和8年4月1日

9 応募の手続き

(1) 応募に必要な書類

◎指定申請書(宇部市公の施設に係る指定管理の指定手続等に関する条例施行規則第2条関係様式)

◎事業計画書(様式第1号)

◎収支予算書(様式第2-1号 ※自主事業分を除く。)

◎収支予算書(様式第2-2号 ※自主事業分のみ。)

◎誓約書(様式第3号)

◎団体概要調書(様式第4号)

◎団体役員名簿(様式第5号)

◎グループ概要調書(様式第6号)

◎グループ結成協定書兼委任状(様式第7号)

◎現地説明会参加申込書(様式第8号)

◎応募参加意向確認票(様式第9号)

◎指定管理者募集質問票(様式第10号)

◎辞退届(様式第11号)

◎団体等の定款、寄附行為、規約その他これらに類する書類

◎団体等の活動実績(事業)報告書及び収支決算書(平成30年度・令和元年度)

※新設団体又は設立初年度の団体にあつては、これに類する書類の提出に替えてください。

◎令和8年度の事業計画書及び収支予算書

◎主な構成員(個人)の経歴書

◎法人の場合、登記事項証明書又は代表者の印鑑証明書

◎法人の場合、現在の組織、人事体制を示す人事労務関係の書類(就業規則、給与規定等)

◎団体及び団体代表者の国税・県税・市税の納税証明書(法人以外では、代表者の納税証明書)

◎指定管理業務を行うにあたり必要な資格を有することを証明する書類

◎その他、市長が必要と認める書類

(2) 提出部数 原本1部及び副本8部(副本は複写可)

(3) 提出期間 令和7年11月4日(火)～12月3日(水) 必着
9時00分～16時30分(但し、土・日・祝日は除く。)

(4) 提出先 宇部市常盤町一丁目7番1号 宇部市 市民環境部 人権・男女共同参画推進課

(5) 提出方法 持参又は郵送

(6) 作成要領 用紙サイズはA4判とし、各様式が分かるようインデックスを付けてください。

(7) 応募にあたっての留意事項

① 応募団体構成員の変更

複数の団体が共同(グループ)で応募される場合、応募書類を提出した後の代表団体、構成団体の変更は認めません。

②応募の辞退

応募書類を提出した後に辞退する場合は、辞退届(様式第 11 号)を提出してください。

③費用負担

応募に係る費用の一切は、応募者の負担とします。

④提出書類の取扱い

提出された申請書等の書類は、返却しません。また、提出書類の全部又は一部を公開することがあります。

⑤申請後の内容変更の禁止

提出された申請書等については、軽微な場合を除き、その内容を変更することはできません。

⑥申請後の無効又は失格

以下の事項に該当する場合は、申請が無効又は失格となることがあります。

- (ア) 申請書の提出方法、提出先、提出期限が守られなかったとき。
- (イ) 記載すべき事項の全部又は一部が記載されていないとき。
- (ウ) 応募書類に虚偽の内容が記載されているとき。
- (エ) 審査を行うにあたり、選定委員会が不相当と判断したとき。
- (オ) 募集要項に定める手続きを遵守しないとき

10 指定管理候補者の選定

(1)選定方法

応募資格等の要件を満たす者を対象に、指定管理候補者の選定を行います。選定にあたっては、民間の学識経験者及び市職員で構成する「宇部市男女共同参画センター・フォーユー指定管理候補者選定委員会(以下、「選定委員会」という。)」を開催し、応募書類及び応募者によるプレゼンテーションに対して審査を行います。

(2)プレゼンテーション審査

応募者によるプレゼンテーションを行っていただき、それに対する質問等を選定委員が行います。応募者がプレゼンテーションに出席できない場合は応募辞退と見なしますのであらかじめご了承ください。なお、プレゼンテーション審査は非公開で行います。

(3)選定結果等の通知及び公表

選定結果は、後日、すべての応募者に文書で通知するとともに、市ウェブサイト等で公表します。

11 審査基準

審査における評価項目は、以下のとおりです。

但し、現在の指定管理者である団体については、評価項目⑤を追加し、外部評価委員会における管理・運営の実績評価による加点又は減点を行います。

評 価 項 目		配 点
①管理・運営の基本方針		
ア	施設等の設置目的や業務に関する基本的な考え方を理解し、それらに沿った管理の基本方針になっているか。	10
②効率的、効果的な管理・運営		
ア	施設等の管理経費の縮減を図るなど、効率的な管理を実施する内容になっているか。	10
イ	利用者ニーズの把握及びサービスへの反映、利用者増・収入増対策について、有効な方策が示されているか。 また、過去の管理運営状況を踏まえ、特に、本施設の設置目的である「男女共同参画の推進」を主目的とした事業に取り組むとともに、オンライン化への取組なども最大限に活用しながら、施設利用率向上のための新たな活性化策が講じられているか。	15
ウ	自主事業の企画提案が示されるとともに、外部に対する情報提供や情報発信について、有効な方策が示されているか。	10
エ	収支予算書の計上経費、単価計算、収支バランス等は妥当な内容となっているか。	5
③相談業務		
ア	相談業務について、過去の活動実績等から十分な知識と経験を持つ責任者をはじめ、有能な人材が確保できているか、確実に遂行できる能力を有しているか。また、個人情報の保護や代替要員の確保など、有効な方策が示されているか。	20
④管理・運営の業務体制		
ア	業務を安定して実施できる能力を有しているか。(財務状況、組織基盤等)	5
イ	業務を遂行できる従業員体制は確立されているか。(従業員数、賃金の額、社会保険の有無、研修の実施等)	10
ウ	施設利用者等に対する安全対策や緊急時の危機管理対策について、必要な措置が講じられているか。	15
合 計		100

⑤現指定管理者に対する追加項目		
ア	外部評価委員会における管理・運営の実績評価	△5～5
合 計		95～105

※上記項目が一定のレベルに達していないと市が判断する場合などは、落選となる場合があります。

12 指定管理者の指定及び協定の締結

市議会の議決を経て、指定管理者の指定を行います。指定管理者の指定後、以下に掲げる事

項について、市と指定管理者が協定を締結します。

なお、協定書の解釈に疑義が生じた場合又は協定書に定めのない事項がある場合は、市と指定管理者の協議により誠意をもって解決を図るものとします。

- (1) 指定管理者の指定の期間に関する事項
- (2) 業務の内容と実施方法に関する事項
- (3) 指定管理料に関する事項
- (4) 利用料金に関する事項
- (5) 施設内の器具その他の物件の所有権の帰属及び管理に関する事項
- (6) 業務の実施に伴い保有する個人情報の保護に関する事項
- (7) 事業評価・事業報告に関する事項
- (8) 指定管理者の指定の取消し及び業務の停止に関する事項
- (9) リスクの管理・責任分担に関する事項
- (10) その他、市長が必要と認める事項

13 その他

- (1) グループが指定管理者になる場合

代表団体及び構成団体の責任分担を明確に定めた契約を締結し、協定の締結日までに、その写しを市に提出してください。

- (2) 市議会の議決までの留意事項

市議会の議決を経るまでの間に候補者に指定することが著しく不相当と認められる事情が生じたときは、指定管理者に指定しないことがあります。また、市議会の議決が得られなかった場合又は否決された場合は、準備のために支出した費用等については、一切保証しません。

- (3) 候補者辞退等への措置

候補者が指定管理者として指定されない場合又は辞退した場合、市は得点次位の応募者を繰上げ、指定管理の候補者として、議会の議決を経て指定管理者に指定するものとします。

なお、得点順位としての権利は、候補者が指定され、その指定期間が開始する日をもって消滅するものとします。

- (4) 協定締結後、業務の継続が困難となった場合の措置

- ① 指定管理者の責めに帰すべき事由による場合

指定管理者の責めに帰すべき事由により、業務の継続が困難になった場合は、市は指定の取消しを行うことができるものとします。その場合において、市に生じた損害は指定管理者が賠償するものとします。

- ② 当事者の責めに帰すことのできない事由による場合

不可抗力等、市及び指定管理者双方いずれの責めにも帰すことのできない事由により、業務の継続が困難になった場合、事業継続の可否について協議するものとします。一定期間内に協議が整わないときには、それぞれ、事前に書面で通知することにより協定を解除できるものとします。その場合の損害賠償は、市と指定管理者の双方の間で発生しないものとします。

- ③ 指定期間満了前に取消しが行われた場合

指定管理者は、指定期間満了前の指定の取消しが行われた場合、その事由の如何を問わず、次期指定管理者が円滑かつ支障なく業務を遂行できるよう、引継ぎを行うものとします。

④指定管理者の指定取消し後の対応

指定開始日までに指定管理者の指定の取消しが発生した場合、選定委員会での得点次位の応募者と、協定締結について協議を行うことがあります。

14 問い合わせ先

宇部市 市民環境部 人権・男女共同参画推進課

〒755-8601 宇部市常盤町一丁目7番1号（宇部市役所5階）

TEL 0836-34-8308 FAX 0836-22-6010

メール jinken@city.ube.yamaguchi.jp